

償却資産申告書の提出における本人確認について

社会保障・税番号制度（マイナンバー）の導入に伴い、平成 28 年 1 月 1 日から、償却資産申告書を市役所に提出する場合は、その書類に個人番号を記載していただくことになりました。それに合わせ、本人への成りすましを防ぐため、市役所では、マイナンバー法の規定による本人確認を行いますのでご協力をお願いします。

本人確認の方法

本人確認に必要な書類の代表的な例は下記のとおりです。該当の書類を用意し、申告書を提出の際、書類の提示または写しを添付してください。

本人が窓口で提出の場合に必要な書類

本人の番号確認（右記のうちいずれか 1 つ）	マイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された本人の住民票の写し
本人の身元確認（右記のうちいずれか 1 つ）	マイナンバーカード、運転免許証、旅券、在留カード等

注意：マイナンバーカードに限り、番号および身元双方の確認ができます。

代理人が窓口で提出の場合に必要な書類

本人の番号確認（右記のうちいずれか 1 つ）	マイナンバーカード（写し可）、通知カード（写し可）、個人番号が記載された本人の住民票の写し（写し可）
代理人の身元確認（右記のうちいずれか 1 つ）	マイナンバーカード、運転免許証、旅券、在留カード等
代理権確認	代理人の資格を証明する書類(委任状等)

郵送提出の場合

申告書に添付される電子証明等により確認を行います。

電子申告（エルタックス）の場合

申告書に添付される電子証明等により確認を行います。

申告書の記入について

市役所から配布される申告書は複写式です。申告書の控え（2枚目）に個人番号の記載は不要のため、提出用（1枚目）のみに個人番号を記載してください。

問い合わせ先

田原市役所 税務課 資産税係

電話：0531-23-3510